

久留倍官衙遺跡史跡整備の今後の予定

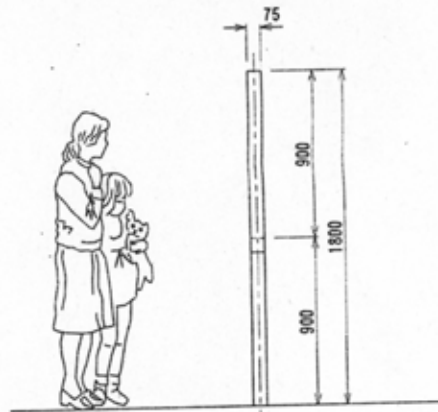
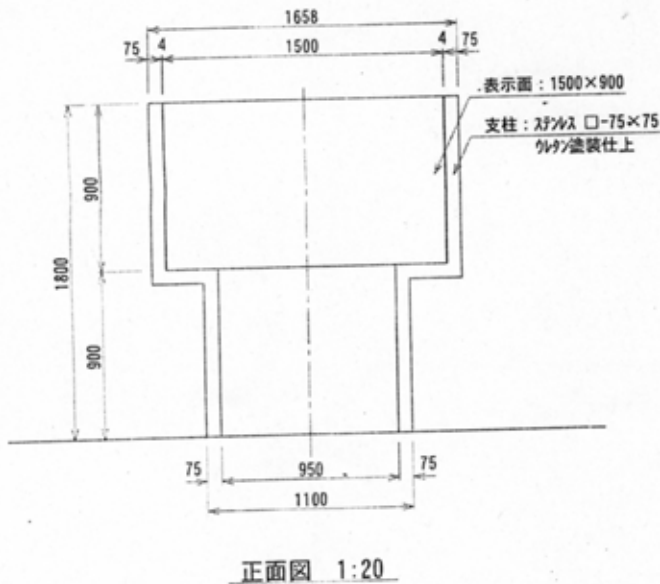
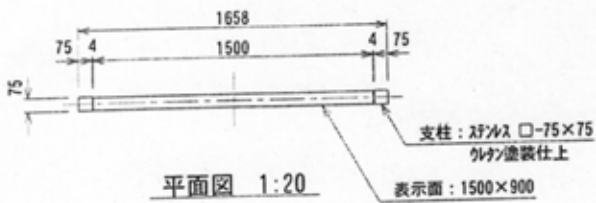
	H24		H25		H26	H27	H28
	第5回までに終了	第6回	第7回	第8回			
史跡地	造成・雨水排水	実施設計	工事●	工事●	工事●	工事●	工事●
	遺構表示	実施設計			工事●		
	園路	実施設計				工事●	
	広場	実施設計					工事●
	フェンス・外灯等	実施設計	工事●				
	案内板	実施設計	実施設計	文案作成			工事●
	便益施設	実施設計				工事●	
	植栽					樹種選定等	工事●
	関連手続き						
	八脚門	関連手続き	復元検討	基本設計	実施設計	実施設計	工事●
				建築審査会	建築確認申請		
		実施設計			工事●		
正殿	関連手続き		建築確認申請				
エントランス地区	工事●						
ガイダンス建物	関連手続き	実施設計			工事●		
					建築確認申請11月		
ガイダンス展示造作		実施設計			委託準備	委託	
利活用計画		検討・作成					

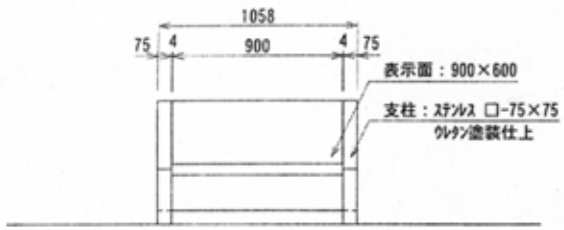
現地視察 現地視察 現地視察 現地視察

(4) ①8 史跡地実施設設計について

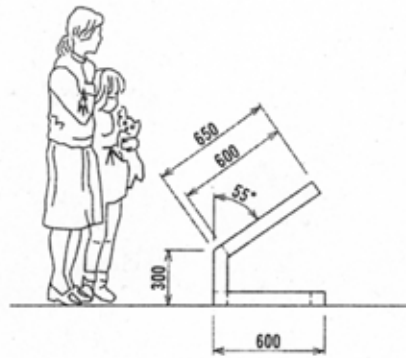
学習案内施設として、以下の施設を配置する。

名称	内容	表示板 形状・デザイン	配置場所
説明板 (大)	史跡全体図 史跡の名称 史跡指定年月日、理由 史跡全体の説明 (文化財保護法 115 条に伴う)	1500×900 直立	西入口 東入口 エリア地区入口
説明板 (中)	各時期の説明 ・ I、II 期 ・ III 期	900×600 傾斜	西部地区南西部 東地区南西部 (透明説明板と合わせて配置)
説明板 (小)	各遺構の説明	600×600 傾斜	正殿、脇殿 (2 基)、八脚門 長大な東西棟 正倉 (2 基) 区画溝 (2 基)
透明説明板	復元できない遺構も含めた説明 ・ I、II 期 ・ III 期	900×900 直立	西部地区南西部 東地区南西部 (説明板 (中) と合わせて配置)
注意表示板	史跡内での禁止事項を表記	900×900 直立	西入口 東入口 エリア地区入口 (説明板 (大) と合わせて配置)
道標	主要な施設の方向表示 ・ 史跡 ・ ガイダンス施設 ・ トイレ	H=2500 直立	西部地区北西部 東入口 連絡地下道東
標柱	史跡名称等を表記 (文化財保護法 115 条に伴う)	300×300 H=1200 石材	東入口



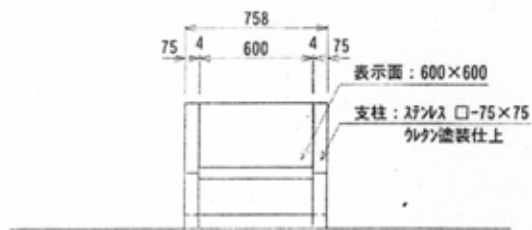


正面図 1:20

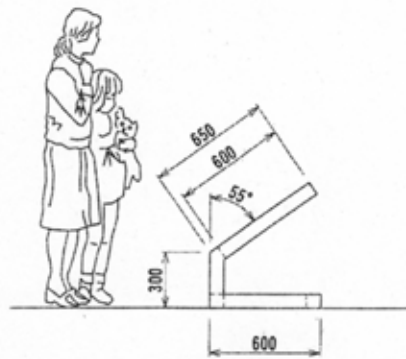


側面図 1:20

説明板(中)

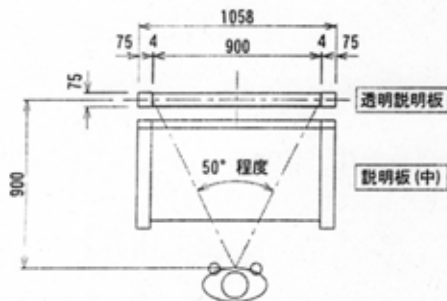


正面図 1:20

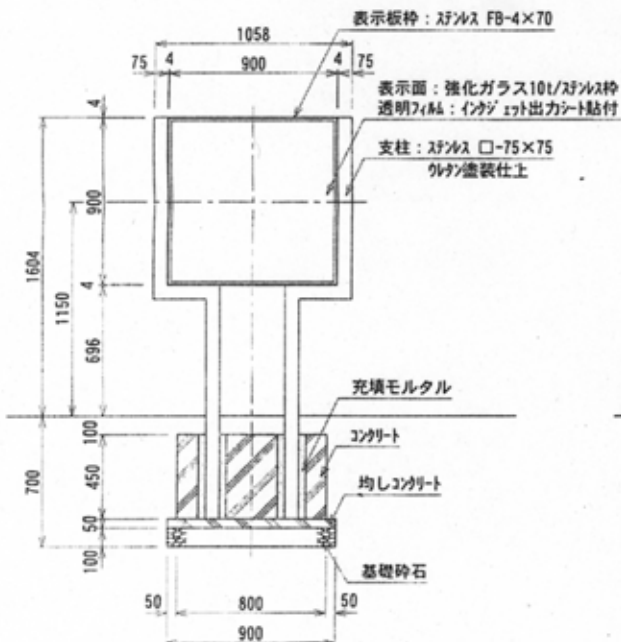


側面図 1:20

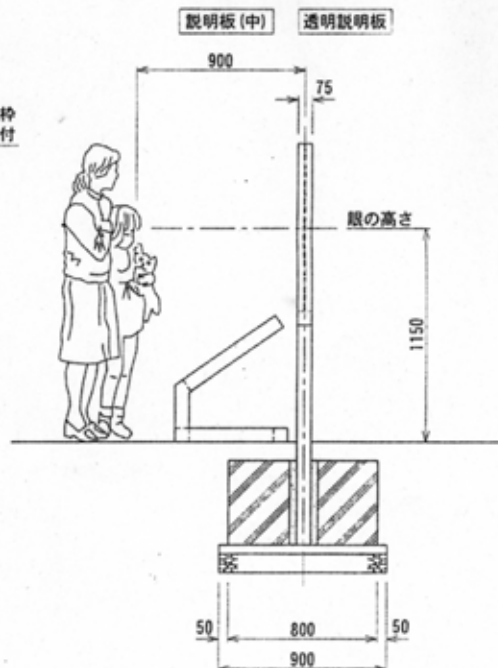
説明板(小)



平面図 1:20

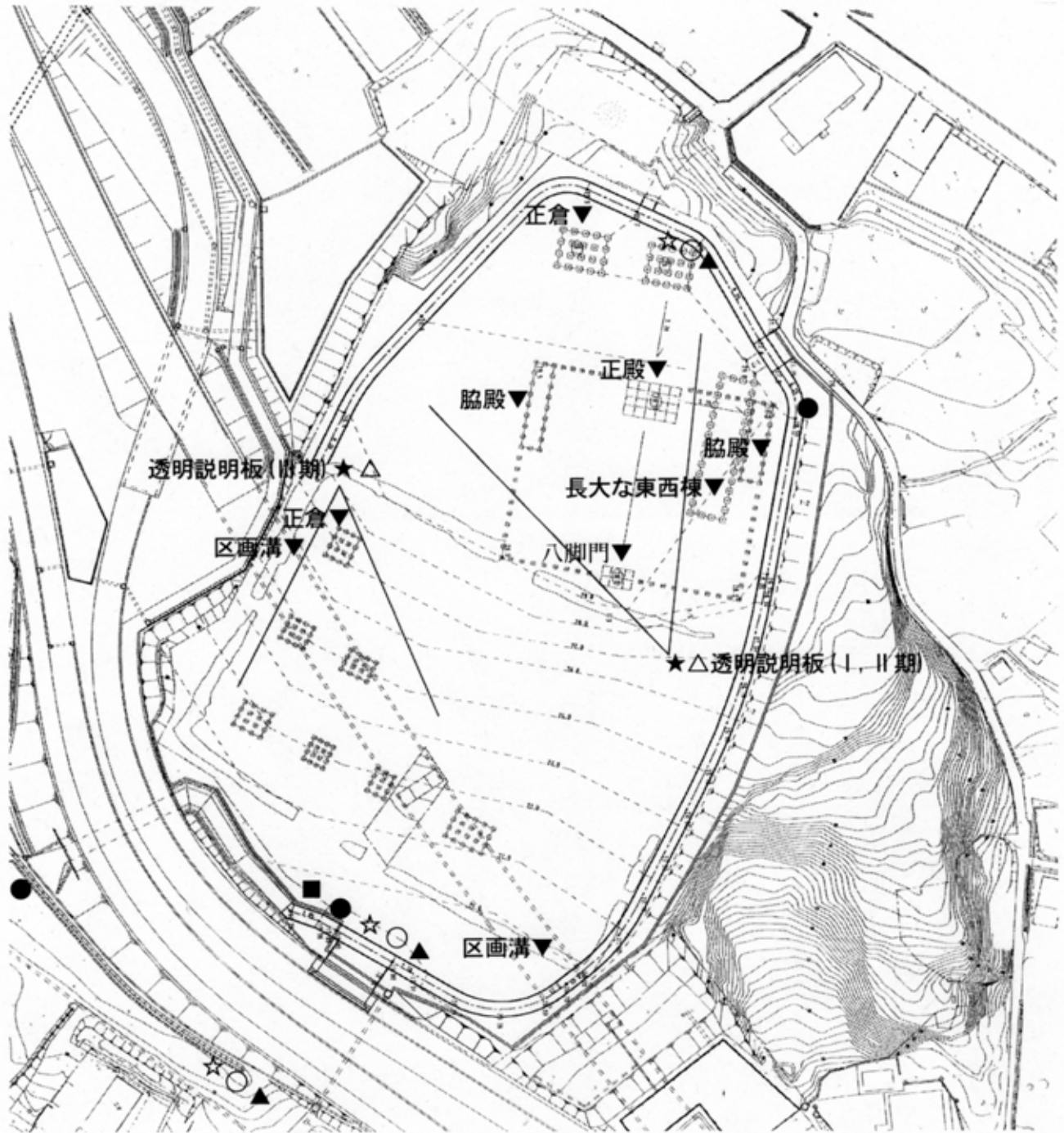


正面図 1:20



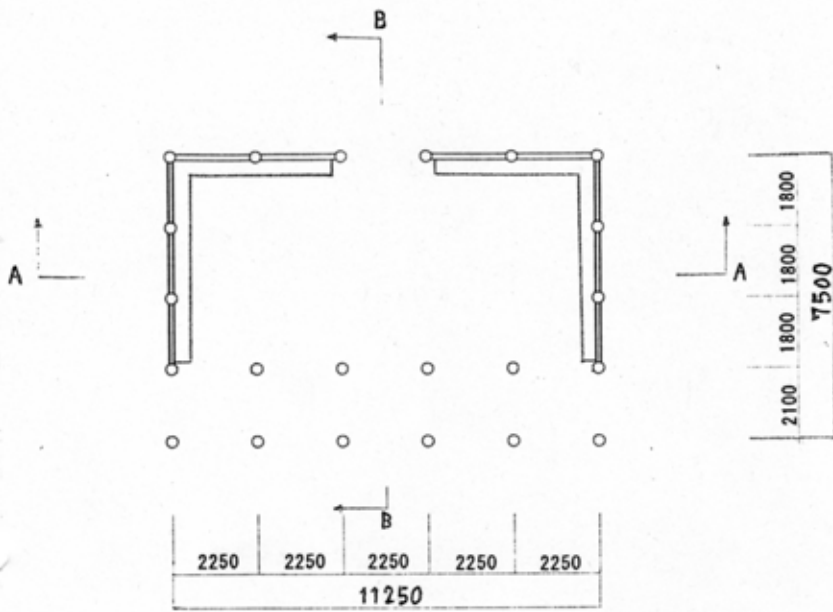
側面図 1:20

透明説明板

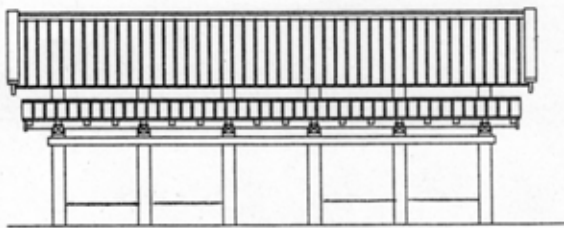


案内板配置図

- ▲ : 説明板 (大) 史跡全体の説明
- △ : 説明板 (中) 各時期の説明
- ▼ : 説明板 (小) 各遺構の説明
- ★ : 透明説明板
- ☆ : 揭示板
- : 注意表示板
- : 道標
- : 標柱



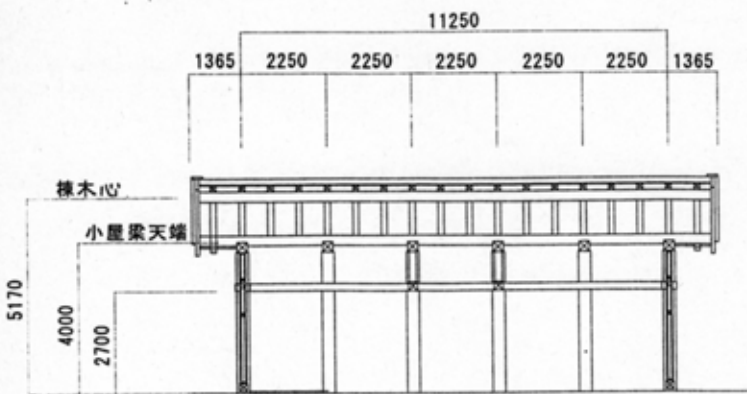
平面图



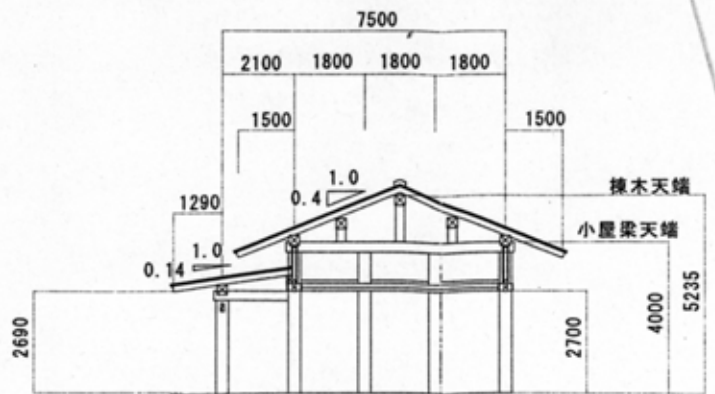
東立面图



北立面图



A-A 断面图



B-B 断面图

(4) ③ 政庁東門（八脚門）の復元について

① 意義

東地区の正倉院や北勢バイパスの高架上からも目に留まる立地であり、ランドマークとして史跡へ関心を引きつけることができる。

久留倍官衙遺跡は政庁が東を向くことが大きな特徴であるが、門の整備はこの特徴を際立たせるものであり、東向き官衙のシンボルとなる。また、政庁への出入口の門を復元し往時の様子を3次的に作り出すことで、官衙の区域であることを明示でき、当時の地方官衙の構造への理解が進む。

政庁がある丘陵上は様々なイベントの場として考えているが、門は丘陵の端近く、傾斜変換点付近にあるので、広場として利用した場合にも邪魔にならず、また、現地は丘陵上で冬場風がかなり強いが、来場者が休憩を取ったりする場合は風除け等として利用することも可能である。

② 復元方針

今回復元するのは、久留倍官衙遺跡の政庁の正門と位置づけられる東門である。久留倍官衙遺跡のような8世紀初頭あるいは7世紀末に成立したと考えられる地方の官衙遺跡は、領域による人々の区分、租税の徴収、官章制など国家の特徴や成立をめぐる問題と結びつくものであり、古代律令国家の成立や地方支配の実態を究明するための重要な研究対象の一つである。

全国の地方官衙遺跡の門をみると、国庁や城柵は八脚門あるいは五脚門であることが多いのに対し、郡衙や駅家の門は八脚門あるいは四脚門であることが多い。ただし、郡衙の建物配置は多様であり、必ずしも独立した門が設置されているわけではない。

これら官衙の門のうち八脚門についてみると、桁行9m台のものも多く、また国庁の方が郡衙の門より大きい傾向がある。この中で、久留倍官衙遺跡の八脚門は小規模の部類に属する。

久留倍官衙遺跡の政庁は、桁行5間片廂の正殿と脇殿がコの字に配置され、正殿の正面に八脚門が造られ、建物配置全体の規格性の高さなど律令的な様相を示し、地方官衙として威儀を整えようとしていたことが伺われる。一方で、政庁の柱掘り方の形状や柱配置などには在地型建築の特徴もみられ、律令的な様相と在地的な技術が混交している状態に、地方豪族の居宅から分離して造営された地方官衙の建築物の実態や、律令国家の地方支配が在地の有力者である郡司層によって担われていた様子が伺われる。

また、久留倍官衙遺跡の政庁は、他の様々な官衙の政庁と異なり、東を向くという特徴を有する。これは、壬申の乱の際の天照大神望拜伝説や、東側に存在すると指摘されている交通路（東海道）、あるいは海上交通を見渡せる立地などがその理由として考えられるだろう。

このように、久留倍官衙遺跡では、在地の伝承や地勢条件も含みこんだかたちで政庁が造営されており、東を向く政庁の門はこれを象徴するものであり、史跡の性格を顕著の示すものとして復元するものである。

久留倍官衙遺跡	
遺跡の性格	影響の可能性が高い地方官衙
位置	復元 政庁柵の中央、正殿の正面
桁行	22R (6+10+6R) 6.512m 1R=0.296m
梁行	14R (7R等間) 4.144m 1R=0.296m
高さ	4.72m
形式	三間一戸の八脚門
柱高	独立柱 柱長10R 2.96m
構造及び規模	丸柱 柱形状・寸法 径9寸程度
組物	舟形木
小屋組	京呂組
形式	切妻 板幅1R程度 板葺 目板葺
屋根及び軒	引き通し勾配 4.4/10 一軒
軒の出	1.413m (約4.77R)
けらばの出	0.88m (約3R)
垂木の削り	1支2R
戸	板棧戸・刃附・方立・唐居敷・敷敷
床	三和土仕上
壁	土壁
梁行	土壁
桁行	土壁
妻飾り	なし
その他	箱棟
	他の復元建物や在信楽藤原重成殿板葺等を参照

損傷
発掘調査により、位置、掘立柱掘りかた、柱根を確認。

発掘調査により、位置、掘立柱掘りかた、柱根を確認。

発掘調査により、位置、掘立柱掘りかた、柱根を確認。

発掘調査により、位置、掘立柱掘りかた、柱根を確認。

発掘調査により、位置、掘立柱掘りかた、柱根を確認。

発掘調査により、位置、掘立柱掘りかた、柱根を確認。

発掘調査により、位置、掘立柱掘りかた、柱根を確認。

発掘調査により、位置、掘立柱掘りかた、柱根を確認。

発掘調査により、位置、掘立柱掘りかた、柱根を確認。

発掘調査により、位置、掘立柱掘りかた、柱根を確認。

発掘調査により、位置、掘立柱掘りかた、柱根を確認。

発掘調査により、位置、掘立柱掘りかた、柱根を確認。

発掘調査により、位置、掘立柱掘りかた、柱根を確認。

発掘調査により、位置、掘立柱掘りかた、柱根を確認。

発掘調査により、位置、掘立柱掘りかた、柱根を確認。

発掘調査により、位置、掘立柱掘りかた、柱根を確認。

発掘調査により、位置、掘立柱掘りかた、柱根を確認。

発掘調査により、位置、掘立柱掘りかた、柱根を確認。

発掘調査により、位置、掘立柱掘りかた、柱根を確認。

発掘調査により、位置、掘立柱掘りかた、柱根を確認。

発掘調査により、位置、掘立柱掘りかた、柱根を確認。

発掘調査により、位置、掘立柱掘りかた、柱根を確認。

発掘調査により、位置、掘立柱掘りかた、柱根を確認。

発掘調査により、位置、掘立柱掘りかた、柱根を確認。

発掘調査により、位置、掘立柱掘りかた、柱根を確認。

発掘調査により、位置、掘立柱掘りかた、柱根を確認。

発掘調査により、位置、掘立柱掘りかた、柱根を確認。

発掘調査により、位置、掘立柱掘りかた、柱根を確認。

発掘調査により、位置、掘立柱掘りかた、柱根を確認。

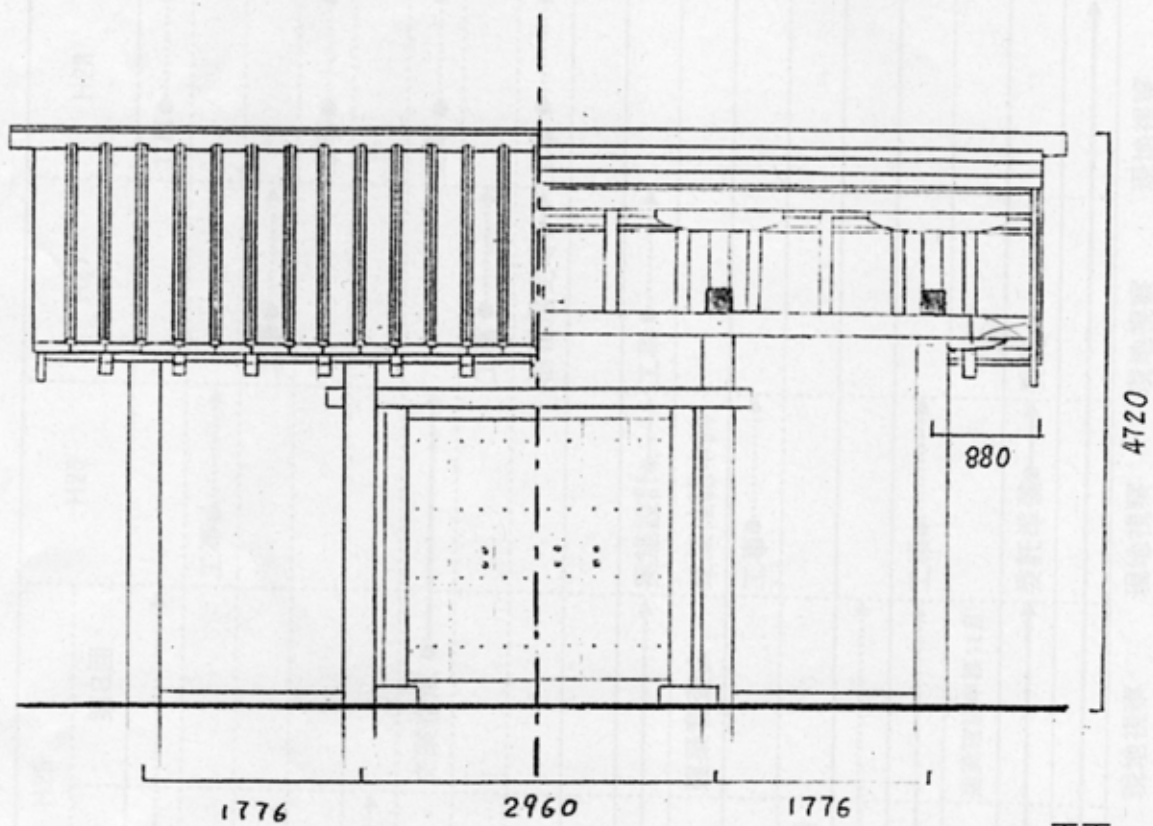
発掘調査により、位置、掘立柱掘りかた、柱根を確認。

発掘調査により、位置、掘立柱掘りかた、柱根を確認。

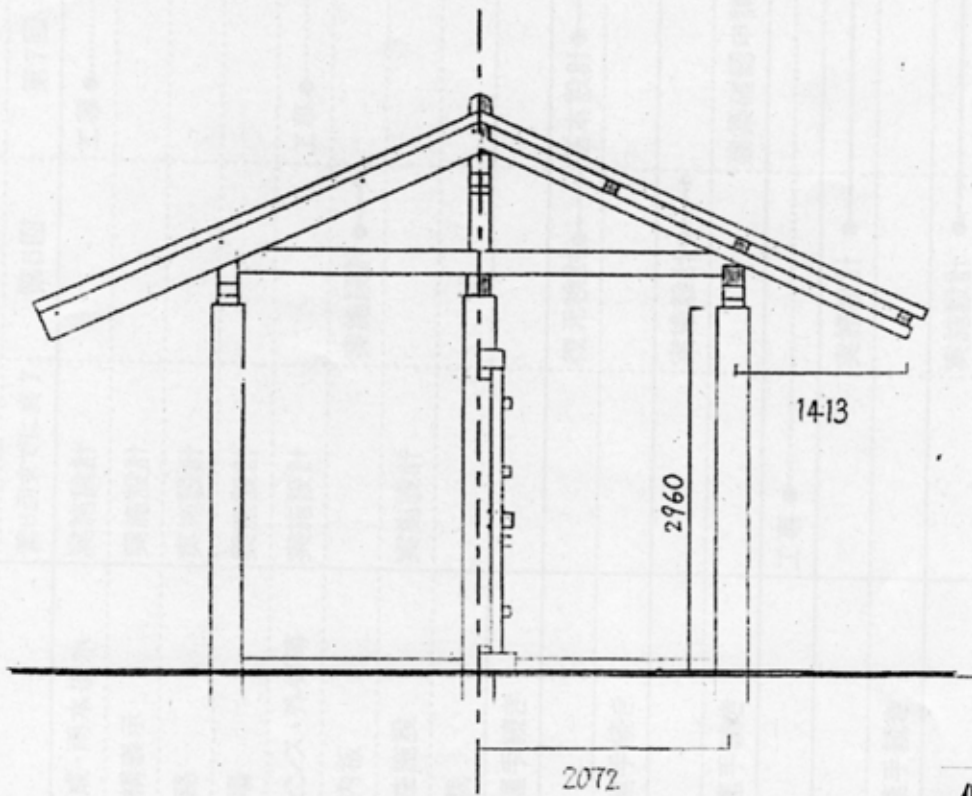
発掘調査により、位置、掘立柱掘りかた、柱根を確認。

発掘調査により、位置、掘立柱掘りかた、柱根を確認。

発掘調査により、位置、掘立柱掘りかた、柱根を確認。



正面



側面